

## 浦安市告示第56号

浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金交付要綱（平成31年告示第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「計画修繕調査」の次に「及び長期修繕計画の作成」を加える。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 長期修繕計画 分譲集合住宅の大規模修繕の計画的な実施を目的として、将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、時期及び概算の費用並びに修繕積立金の額を明確にした計画をいう。

第3条第1項中「計画修繕調査」の次に「又は長期修繕計画の作成」を加え、「（当該補助金を申請する日から10年前の日の属する年度以後に、この要綱に基づく補助金の交付を受けているものは除く。）」を削り、同条第2項中「計画修繕調査」の次に「又は長期修繕計画の作成」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度以後にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた管理組合に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 計画修繕調査 申請する日から10年前の日の属する年度  
(2) 長期修繕計画の作成 申請する日から5年前の日の属する年度

第4条を次のように改める。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助金の額及びその限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額	補助金の限度額
分譲集合住宅（店舗、事務所、倉庫その他の人の居住の用に供さない部分を除	補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数があるとき	80万円

く。)において、別表に掲げるものについて実施した計画修繕調査その他市長が必要と認める計画修繕調査に要する経費	は、その端数金額を切り捨てる。)	
長期修繕計画の作成に要する経費	補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)	80万円

第5条を削る。

第6条第4号及び第5号中「計画修繕調査」の次に「又は長期修繕計画の作成」を加え、同条第6号中「計画修繕調査」の次に「にあつては調査」を加え、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条第3号及び第4号中「計画修繕調査」の次に「又は長期修繕計画の作成」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 長期修繕計画の作成にあつては長期修繕計画書の写し

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別記第1号様式中「第6条」を「第5条」に、

「浦安市長 様」を「(宛先)浦安市長」に、

「1 交付申請額 円」を

「1 交付申請額 円

(内訳) 計画修繕調査 円 に、

長期修繕計画の作成 円 」

「(4) 計画修繕調査に係る管理組合の集会の決議書の写し

(5) 計画修繕調査に係る見積書の写し を

(6) 計画修繕調査の場所が確認できる図面 」

「(4) 計画修繕調査又は長期修繕計画の作成に係る管理組合の集会の決議書の写し

(5) 計画修繕調査又は長期修繕計画の作成に係る見積書の写し

(6) 計画修繕調査にあつては調査の場所が確認できる図面」

に改める。

別記第2号様式中「第7条」を「第6条」に、

「交付決定額 円」を

「交付決定額 円

(内訳) 計画修繕調査 円 に改める。

長期修繕計画の作成 円」

別記第3号様式中「第8条」を「第7条」に、

「浦安市長 様」を「(宛先)浦安市長」に、

「1 事業経費総額 円

を

2 交付決定額 円」

「1 事業経費総額 円

(内訳) 計画修繕調査 円

長期修繕計画の作成 円

に、

2 交付決定額 円

(内訳) 計画修繕調査 円

長期修繕計画の作成 円」

「(3) 計画修繕調査に係る契約書の写し

(4) 計画修繕調査に係る領収書の写し を

(5) 計画修繕調査に係る報告書の写し」

「(3) 計画修繕調査又は長期修繕計画の作成に係る契約書の写し

(4) 計画修繕調査又は長期修繕計画の作成に係る領収書の写し

に改める。

(5) 計画修繕調査に係る報告書の写し

(6) 長期修繕計画の作成にあつては長期修繕計画書の写し」

別記第4号様式中「第9条」を「第8条」に、

「交付確定額 円」を

「交付確定額 円

(内訳) 計画修繕調査 円 に改める。

長期修繕計画の作成 円 」

別記第5号様式中「第10条」を「第9条」に、

「浦安市長 様」を「(宛先)浦安市長」に改め、「㊟」  
を削り、

「1 交付確定額 円  
を

2 交付請求額 円 」

「1 交付確定額 円

(内訳) 計画修繕調査 円

長期修繕計画の作成 円

2 交付請求額 円

(内訳) 計画修繕調査 円

長期修繕計画の作成 円

振込先(受取人)

振 込	金融機関名	銀行	本店
		信用金庫	支店
金	口座種目	1 普通・2 総合・3 当座 (いずれかに○をしてください。)	
融	口座番号		
機	フリガナ		
関	口座名義人		

に改める。

### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。